

**指定訪問看護・介護予防訪問看護  
えおら訪問看護ステーション 運営規定**

(事業の目的)

第1条 この規定は、株式会社えおらケアが設置するえおら訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅医療ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣のほかの保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

4 ステーションは、この事業の運営にあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

5 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第3条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名称：えおら訪問看護ステーション

所在地：神奈川県相模原市南区相模大野 8-3-3 センチュリーKI ビル 402 号室

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者：看護師若しくは保健師 1 名

管理者は、所属職員を指導・監督し、適切な事業の運営が起ころうに統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(2) 看護職員：看護師 常勤兼務 1 名、常勤専従 4 名、常勤換算 2. 7 名（令和 6 年 8 月 1 日現在）

※常勤換算 2. 5 名以上（うち 1 名は常勤とする。）

訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：常勤専従 3 名（令和 6 年 8 月 1 日現在）

※必要に応じて雇用し配置する。

訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時00分から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- ④ 営業時間外は応相談とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条

【介護保険による訪問看護】

①利用対象者：介護保険認定を受けている**要介護**の被保険者

相模原市は1単位=10.84円

○看護師・保健師・准看護師による訪問(准看護師は下記単位数に90/100を乗じた単数で計算する)

	単位数	基本料金 (10割)	負担額(1割)	負担額(2割)	負担額(3割)
20分未満	314	3400円	340円	681円	1021円
30分未満	471	5110円	511円	1021円	1532円
30分以上1時間未満	823	8920円	892円	1784円	2676円
1時間以上1時間半未満	1128	12230円	1223円	2446円	3668円

○理学療法士等による訪問

1回(20分)(週に6回が限度となる)	294	3190円	319円	637円	956円
2回(40分)	588	6374円	637円	1275円	1912円
3回(60分)	794	8607円	861円	1721円	2582円

※1日に2回を超えて訪問を行った場合、上記単位数に90/100を乗じた単位数・料金となる。

○各種加算

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6	65円	7円	13円	20円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3	33円	3円	7円	10円
初回加算(Ⅰ)	350	3794円	379円	759円	1138円
初回加算(Ⅱ)	300	3252円	326円	651円	976円
退院時共同指導加算	600	6504円	651円	1301円	1952円
看護・介護職員連携強化加算	250	2710円	271円	542円	813円
口腔連携強化加算	50	542円	54円	108円	163円
長時間訪問看護加算	300	3252円	326円	651円	976円
複数名訪問加算(30分未満)	254	2753円	276円	551円	826円
(30分以上)	402	4357円	436円	872円	1308円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600	6504円	650円	1301円	1951円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574	6222円	622円	1244円	1867円
特別管理加算(Ⅰ)	500	5420円	542円	1084円	1626円
特別管理加算(Ⅱ)	250	2710円	271円	542円	813円
専門管理加算	250	2710円	271円	542円	813円
ターミナルケア加算	2500	27100円	2710円	5420円	8130円
遠隔死亡診断補助加算	150	1626円	163円	325円	488円

②利用対象者：介護保険認定を受けている**要支援**の被保険者

相模原市は1単位=10.84円

○看護師・保健師・准看護師による訪問（准看護師は下記単位数に90/100を乗じた単数で計算する）

	単位数	基本料金 (10割)	負担額(1割)	負担額(2割)	負担額(3割)
20分未満	303	3285円	328円	657円	985円
30分未満	451	4889円	489円	978円	1467円
30分以上1時間未満	794	8607円	861円	1721円	2582円
1時間以上1時間半未満	1090	11816円	1182円	2363円	3545円

○理学療法士等による訪問

1回(20分)（週に6回が限度となる）	284	3079円	308円	616円	924円
2回(40分)	568	6157円	616円	1231円	1847円
3回(60分)	426	4618円	462円	924円	1385円

※1日に2回を超えて訪問を行った場合、上記単位数に50/100を乗じた単位数・料金となる。

○各種加算

要介護の被保険者と同じ

①、②共通事項

※夜間（18：00～22：00）・早朝（6：00～8：00）所定単位数の1.25倍 深夜（Ⅱ2：00～6：00）所定単位数の1.5倍

※「初回加算」利用開始月または2か月以上訪問中止後、再開された月に1回のみ算定されます。

※「特別管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）」厚生労働大臣が定める状態の方が対象になります。

※上記加算がご本人様、ご家族様の同意が必要な加算もあります。

○保険外費用

交通費 事業実施エリア外の訪問は5km以上10km未満300円、10km以上600円

【エリア外の距離の算出方法】ご自宅から最短の事業実施エリア外までの距離。

死後の処置 20,000円

○利用料金の算出方法 【地域区分単価】相模原市南区（4級地）1単位当たり10.84円

ひと月合計単位数（訪問時間単位+加算単位）×地域区分単価=費用合計

費用合計-（費用合計×【負担割合0.9(1割)または0.8(2割)または0.7(3割)】）+保険外費用=利用者負担額

○ひと月のサービス料金の目安（ひと月4週での計算）

費用合計\_\_\_\_\_円-（費用合計×0.\_\_\_\_）+保険外\_\_\_\_\_円=\_\_\_\_\_円

○料金は月末締め合計金額を、翌月26日頃にご指定の口座よりお引き落としさせていただきます。

**【医療保険による訪問看護】**

利用対象者：介護保険の対象でない方（介護保険非該当者）

介護保険の利用対象者のうち、厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方

○保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問の場合

訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週 3 日目まで	5,550 円/日
精神科基本療養費（Ⅰ）（看護師等、作業療法士）	週 4 日目以降	6,550 円/日
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	入院中外泊時	8,500 円/日
訪問看護管理療養費（Ⅰ）	月の初日	7,670 円/日
	月の 2 日目以降	3,000 円/日
訪問看護管理療養費（Ⅱ）	月の 2 日目以降	2,500 円/日

※准看護師による訪問の場合の基本療養費は週 3 日目まで 5,050 円/日 週 4 日目以降 6,050 円/日になります。

○各種加算

緊急訪問看護加算（月 14 日目まで）	2,650 円
緊急訪問看護加算（月 15 日目以降）	2,000 円
長時間訪問看護加算	5,200 円
複数名訪問看護加算（看護師・理学療法士等）	4,500 円/週 1 回
複数名訪問看護加算（准看護師）	3,800 円/週 1 回
夜間・早朝訪問看護加算	2,100 円
深夜訪問看護加算	4,200 円
難病等複数回訪問看護加算	基本療養費+4,500 円（1 日 2 回訪問）
	基本療養費+8,000 円（1 日 3 回訪問）
乳幼児訪問看護加算（厚生労働大臣が定める者に該当する場合）	1,800 円
乳幼児訪問看護加算（上記以外の場合）	1,300 円
24 時間対応体制加算（24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合）	6,800 円/月
24 時間対応体制加算（上記以外の場合）	6,520 円/月
特別管理加算	5,000 円/月または 2,500 円/月
退院時共同指導加算	8,000 円
特別管理指導加算	2,000 円
退院支援指導加算	6,000 円
在宅患者連携指導加算	3,000 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円
訪問看護情報提供療養費	1,500 円
訪問看護ターミナル療養費	25,000 円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	780 円/月
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円/月

※夜間（18:00～22:00）・早朝（6:00～8:00） 2,100 円、 深夜（22:00～6:00）所定単位数の 4,200 円を加算

※上記加算はご本人様、ご家族様の同意が必要な加算もあります。

## ○保険外費用

交通費 通常の事業の実施地域内は無料、通常の事業の実施地域外は公共交通機関を利用する移動の場合は実費、その他の場合は事業所から5km未満150円 5km以上10km未満 300円 10km以上600円

死後の処置 20,000円

## ○利用料金の算出方法

ひと月にご利用総額に対しての保険証の自己負担割合分（一の位は四捨五入になります。）

○公費のご利用が可能です。

特定疾病、小児慢性など自己負担の上限があるものは提示されている金額以上の自己負担はかかりません。

## 【実費による訪問看護】

利用対象者：介護・医療保険を利用せずにサービスを受ける者

費用：30分5,000円とする。

交通費：通常の事業の実施地域内は無料、通常の事業の実施地域外は公共交通機関を利用する移動の場合は実費、その他の場合は事業所から5km未満150円 5km以上10km未満 300円 10km以上600円

※夜間（18：00～22：00）・早朝（6：00～8：00）所定単位数の1.25倍 深夜（Ⅱ2：00～6：00）所定単位数の1.5倍

実費での訪問に関しては関連機関（医療機関、居宅介護支援事業所等）との連携を図った上で行うこととする。

## （通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、相模原市南区、町田市、川崎市麻生区、大和市の一部（中央林間地区、つきみ野地区、中央林間西地区、林間地区、下鶴間地区、南林間地区、西鶴間地区、鶴間地区）、座間市の一部（相模が丘地区）を区域とする。

## （緊急時等における対応方法）

第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

## （事故発生時の対応）

- 第10条
- 1 指定訪問看護等の提供中に、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、ケアマネジャー、利用者の家族等、必要に応じて連絡を行うとともに必要な処置を講ずる。
  - 2 事故及び事故に際してとった処置について記録する。
  - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

## （苦情処理）

第11条 利用者からの苦情等が発生した場合は、担当者の設置また必要に応じて管理者が対応する。

## （その他運営についての留意事項）

- 第12条
- 1 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
    - ①採用時研修 採用後3か月以内
    - ②継続研修 年5回
  - 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社えおらケアとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規定は、平成31年1月1日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日から変更し施行する。